

寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (期 末 手 当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (退職し、又は死亡した者にあつては、 退職し、又は死亡した日現在)において その者が受けるべき給料月額及びこれ に対する地域手当の月額並びにこれら の額に100分の20を乗じた額の合計額 に、6月に支給する場合においては100 分の205、12月に支給する場合において は100分の220を乗じて得た額に基準日 以前6か月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 <u>(加 え る)</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ (期 末 手 当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在 (退職し、又は死亡した者にあつては、 退職し、又は死亡した日現在)において その者が受けるべき給料月額及びこれ に対する地域手当の月額並びにこれら の額に100分の20を乗じた額の合計額に 100分の215 を乗じて得た額に基準日以前 6か月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額と する。 (1)～(4) (略) 3 (略) ～ 略 ～ (制 定 附 則) 附 則 24 <u>平成31年6月に支給する期末手当に ついての第4条第2項の規定の適用につ いては、同項中「100分の215」とあるの は「100分の200」とする。</u> ～ 略 ～ (改 正 附 則) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行す る。</u>